

# 岐阜県警察訓令第11号

各所属長

岐阜県警察自動車警ら隊の運用に関する訓令を次のように定める。

平成17年3月24日

岐阜県警察本部長 笠原 孝志

岐阜県警察自動車警ら隊の運用に関する訓令

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この訓令は、自動車警ら隊（以下「隊」という。）の運用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(準拠)

第2条 隊の運用については、地域警察運営規則(昭和44年国家公安委員会規則第5号)及び地域警察の運営に関する訓令（平成元年岐阜県警察訓令第21号）に定めるもののほか、この訓令に定めるところによる。

(任務)

第3条 隊の任務は、次のとおりとする。

- (1) 警ら用無線自動車による常時警戒体制による全ての警察事象に対応する機動警ら活動、重要事件に対する緊急配備及び事件・事故発生時における初動活動の実施その他警察署長の要請に基づく支援活動に関する事。
- (2) その他警察本部長（以下「本部長」という。）の命ずる事項に関する事。

(活動区域)

第4条 隊の活動区域は、県下全域とする。

(連絡・協調)

第5条 自動車警ら隊長（以下「隊長」という。）は、警察本部（以下「本部」という。）の部（室）長、刑事部組織犯罪対策統括官、参事官及び課（隊、所）長並びに警察署長と常に緊密な連携を保ち、隊の機能が最高度に発揮されるよう配意しなければならない。

## 第2章 隊の運用

(勤務制)

第6条 自動車警ら隊員（以下「隊員」という。）の勤務制は、次に定めるところによるものとする。

- (1) 日勤制通常勤務
  - ア 隊長及び副隊長の職にある者
  - イ その他隊長の指定する者
- (2) 日勤制毎日勤務

庶務係及び企画指導係に勤務する者

(3) 三交替制勤務

日勤制通常勤務及び日勤制毎日勤務以外の者

2 隊員の勤務時間、勤務を要しない日、休憩時間、休息時間等（以下「勤務時間等」という。）の指定については、次に定めるところによるものとする。

(1) 日勤制通常勤務

岐阜県警察職員の勤務時間等に関する訓令（平成4年岐阜県警察訓令10号。以下「勤務時間訓令」という。）第3条に定める日勤制通常勤務を適用する。

(2) 日勤制毎日勤務

勤務時間訓令第4条第1項第1号に定める日勤制毎日勤務を適用する。

(3) 三交替制勤務

勤務時間訓令第4条第1項第2号に定める三交替制勤務を適用し、勤務時間等の具体的な割り振りは、隊長が別に定める。

3 隊長は、隊の運用上必要があると認めるときは、前2項に規定する勤務制を変更することができる。

（服装）

第7条 隊員の服装は、活動服勤務を原則とする。ただし、訓練、行事、式典その他の事情により隊長が指示する場合は、この限りではない。

2 前項の規定のほか、必要な事項は隊長が別に定めることとする。

（警ら用無線自動車の表示）

第8条 隊において運用する警ら用無線自動車には、地域警察の運営に関する訓令（平成元年岐阜県警察訓令第21号）第6条第1項に規定する表示のほか、隊長が必要と認めた場合には隊の名称等を明らかにした標章を表示するものとする。

（月間計画）

第9条 隊長は、隊の活動を効率的に推進するため、次の事項を内容とする月間活動計画を定め、本部長に報告するとともに、本部関係所属及び各警察署に通知するものとする。

(1) 活動重点

(2) 隊員の勤務指定状況

(3) その他活動に必要な事項

（当務日の活動計画）

第10条 各係の指揮係長は、当務日における活動重点、車両の活動区域等の活動計画を当務員に指示するものとする。

（機動警ら活動等）

第11条 機動警ら区域は、隊長が定めるものとする。

2 隊員は、機動警らに当たって地域部通信指令課（以下「通信指令課」という。）及

び機動警ら区域内的の警察署と常に緊密な連携を保ち、その特性を發揮し、機動警ら区域の全域にわたって巡回するように努めるとともに、警戒要点等における駐留警戒を実施するものとする。

- 3 隊員は、事件・事故等の発生により通信指令課からの指令又は警察署からの要請を受けた場合、直ちに現場に急行し、必要な初動措置を行うものとする。

(活動状況報告)

第12条 隊長は、毎月10日までに前月の活動状況を本部長に報告しなければならない。

(応援要請)

第13条 警察署長は、第3条に基づき、応援を要請しようとするときは、応援を必要とする日のおおむね1週間前までに隊長を経由して、地域部長に要請するものとする。ただし、急を要し、その手続を経ることのできないときは、直接隊長に応援を要請することができる。この場合において隊長は、直ちに隊員を派遣し、事後速やかに地域部長に報告するものとする。

- 2 前項の規定により、派遣された隊員は、応援を要請した警察署長の指揮を受けるものとする。

### 第3章 事件・事故等の処理

(事件・事故等の処理範囲等)

第14条 隊が取り扱う事件・事故等の処理は、原則として初動的な措置とし、当該措置をとった後、速やかに管轄警察署に引き継ぐものとする。ただし、反則切符、交通切符、特例書式等により処理する道路交通法違反事件については、隊において処理するものとする。

- 2 前項に規定する初動的措置事案の処理要領は、隊長が別に定めるものとする。

### 第4章 教養訓練等

(教養訓練等)

第15条 隊長は、毎月2回以上定例日を設け、隊員に対する教養訓練及び装備資器材の点検を行うものとする。

(新任隊員の教養)

第16条 隊長は、新たに隊員となった者に対し、期間を定めて必要な事項について教養を行うものとする。

(会議)

第17条 隊長は、毎月1回以上幹部会議を開催し、隊の運用について意見を徴するとともに、必要な指示を与えるものとする。

- 2 前項の会議の状況は、別に定める幹部会議録に記録しておくものとする。

### 第5章 雑則

(委任)

第18条 この訓令を実施するために必要な細則は、隊長が定める。

2 隊長は、細則を定め、又は変更した場合は、本部長に報告しなければならない。

附 則 (平成17年3月24日岐阜県警察訓令第11号)

この訓令は、平成17年4月1日から実施する。

附 則 (平成26年3月7日岐阜県警察訓令第3号)

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年12月18日岐阜県警察訓令第26号)

この訓令は、平成29年12月22日から施行する。